2　主務大臣の変更に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七一条第六項の規定による関係行政機関の長への通報その他の手続につき所要の整備を行うこととした。

二　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正（第二条関係）

主務大臣及び主務省令を、それぞれ原子力規制委員会及び原子力規制委員会規則とすることとした。

三　特別会計に関する法律施行令の一部改正（第六条関係）

エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分等について所要の改正を行うこととした。

四　文部科学省組織令の一部改正（第八条関係）

1　科学技術・学術政策局並びに研究振興局及び同局基盤研究課並びに研究開発局及び同局開発企画課の所掌事務から、原子力規制委員会設置法により文部科学省の所掌事務から削除されたものを削除することとした。

2　放射線対策課及び原子力事務所に関する規定を削除することとした。

五　原子力規制庁組織令の一部改正（第九条関係）

原子力規制庁の課等の数について所要の改正を行うこととした。

六　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（政令第一〇五号）（厚生労働省）

1　調整対象給付費見込額に係る率

前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一四三とすることとした。（第一条関係）

2　前期高齢者加入率の下限割合

前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすることとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

政　令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十二号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第六項及び第八項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十三号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「八人」を「七人」に改める。

第六十五条第一号中「次条第一号」を「第六十七条第四号」に改める。

第六十六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第六十七条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「第七章」の下に「（第六十五条及び第六十五条の二を除く。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　労働衛生に関する登録型式検定機関の組織及び運営一般に関すること。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三